

第5回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年5月15日（金）

場 所 市役所4階 402A・B学習室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（申請件数 3件）
- 議案第2号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について（申請件数 2件）
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 1件）
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 7件）

応召委員（13名）

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のために出席
した者（事務局）

事務局長	中村 顕治
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後3時50分開会

議 長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、5番伊東誠司委員、11番朝倉庄吉郎委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年9月7日に相続し、前回調査は、平成29年5月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成25年9月7日に相続し、前回調査は、平成29年5月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年8月15日に相続し、前回調査は、平成29年5月15日になります。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしくをお願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

本日、午後3時から土地利用部会を開催いたしまして、
現地の資料を確認し、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ナス、
トマト、キュウリ、ソラマメ、エンドウマメ、カボチャ、
ミカン等が栽培されておりました。②の農地は、栗の木が
植えてありました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんで
した。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、
タマネギ、ジャガイモ、カボチャ、トウモロコシが栽培さ
れており、また、ビニールハウスが1棟あり、中にはブド
ウが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんで
した。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ジャ
ガイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。②と
③の農地は、ネギ、ナス、ジャガイモが栽培されており、
一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんで
した。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の
発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま
す。

はい、川島委員。

1 番
(川島 修君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しており
ます。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、藤野委員。

3 番
(藤野 政彦君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件申請がございました。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和2年6月1日から令和7年3月31日までです。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和2年5月1日から令和7年3月31日までです。

申請番号2番につきましては、契約期間の更新でございます。

なお、申請番号1番、2番ともに利用権の設定を受ける者につきましては、認定農業者であり、計画的に農地の利用が図られるものと思われま。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、協議しております。その結果を内野部会長に報告して

2 番
(内野 晴夫君)

議 長
(田代 敏夫君)

10 番
(大口 貴司君)

議 長
(田代 敏夫君)

委 員

いただきます。

なお、申請番号2番の審議につきましては、荒幡委員に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、荒幡委員におかれましては、その事項での発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ナス、トウガラシ、ミニトマト、ジャガイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、いずれの方も認定農業者として農業経営を行っている方で問題はないと思われますので、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しておりますのでよろしく願いします。

なお、私も現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか。

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。異議なしと認め、それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

2番
(内野 晴夫君)

1番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件あります。

事務局
(本木 豊君)

事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、7件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番から7番までいずれも一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、現地については、私の方で、全て確認しております。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第5回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時3分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和2年5月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩